

け證據もなき異説なれど、思ひいづるまゝに書載ておきつ、扇の透へ捨給へ、

江戸鹿子、貞二月八日事初江府中にて籠十二月八日事納土同

誰袖の海、永吉原の事をいふ條十二月を事初と棹のさきへ箱いがきつけて出す、京の卯月八日の如しとあり、今俗は二月を事納、十二月を事初とおもふもあるめり、正月の式にかゝはりし事にはあらず、二月が事初めなりといふ證に錄す、

○中略

萬世節用集廣益大成寶永三年印本に載たる年中行事月並世話

二月八日御事といふ事極月八日門戸に籠をつける事字彙、事は業也ト云々、二月お事はじめ、十二月御事をはり、田家にてなす事なり、土佐日記注に云、節忌也、精進をするといふなり、春は農事のはじめ冬はをはりなれば祝義なり、八日は齋日の中なれば、たまく此日を用ひきたる事ならし、戸口に籠をつるは、籠の目といへば、方相の目になぞらへ、邪氣をはらふ事なり、金葉逢事の今はかたみの目をあらみもりて、ながれん名こそをしけれ、方相は邪氣のおそる、物なれば、其面をかけて、讐のとき追はらふ事なり、或説に、籠をつる事は九字の形なり、籠に似たる九字とは、臨兵鬪者皆列前行の九字也、道字の秘呪なり、今は佛家にも用るなり、居家必用きよかかならずゆと云、縦横之秘法門籠門内ニ立タチ也、以土月並世話に見ゆ、畫もすき模コロナツルに立たるなり、農家になす事なりといひしは、予亭種柳彦が推考とは異なるれども、此説凡よかるべし、る古書を引たるのみ、當れりとも思はれず、故にここに籠の目の事は、こゝに云或説と、予が聞しと略同、に此書の作者も、老人の傳へを聞しが、不載、籠の目の事は、このみにて、晴明九字の事を聞もらし、とのみにて、晴明九字の事を聞もらし、籠目にては、籠に似ざるべし、江戸鹿子に籠をつるとありて、此書と同、されば畫の如く門へ釣、又味噌瀧とニッと二ツ畫しなるべし、江戸鹿子に籠をつるとありて、此書と同、されば畫の如く門へ釣、又出すれば、灌佛の日、ついに枝を棹へつけて、三州の事は知らず、遠州にて節分の日、棹に笊をつけて、